



住宅の耐震化と家具の転倒防止について

防災課

地震はいつどこで起こるかわかりません。6,400名を超える死者を出した阪神・淡路大震災では、多くの方が、住宅の倒壊等による圧迫もしくは倒壊した住宅や転倒した家具から逃れることができないまま火災に遭遇し亡くなっています。また、令和6年能登半島地震では、警察庁情報（令和7年2月末時点。石川県が発表した死者（災害関連死を除く。）のうち、警察が取り扱った226名を対象としたもの。）によると、直接死の死因の約4割が「圧死」、約2割が「窒息・呼吸不全」で、多くの人が倒壊した建物の下敷きとなつたとみられています（詳細は令和7年版防災白書の4ページをご参照ください）。

このような被害を軽減するためには、住宅の耐震化や家具の転倒防止などが極めて有効です。

住宅の耐震化について

○ 自宅の建築年度の確認

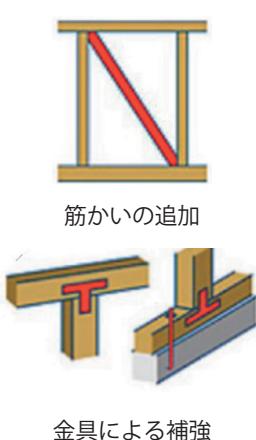
自宅の建築年度を確認しましょう。建築基準法による現行の耐震基準は昭和56年6月1日から導入されており、昭和56年5月以前に建築確認を受けて建築された建物の中には、現行の耐震基準で建てられた住宅に比べ、強い揺れで倒壊する可能性が高いものがあります。

○ 耐震診断の相談

自宅が昭和56年5月以前に建築確認を受けて建築されている場合、まずは、お住まいの自治体の窓口に相談することをおすすめします。耐震診断に関する補助制度を設けている自治体や無料で診断士を派遣してくれる自治体などもあり、これらの制度を活用すると良いでしょう。また、行政以外では、地域の建築士会で相談を受け付けています。

○ 耐震補強の実施

耐震診断の結果、耐震性がないと判断された場合は、補強を行なう必要があります。壁の筋かい等を追加する、梁と柱の間を金具で補強する、基礎を鋼材で補強するなど、様々な方法がありますので、自宅に効果的な方法を建築士や工務店とよく相談することが必要です。工事費用の一部について自治体が補助制度を設けている場合がありますので、施工前に自治体の窓口に制度の確認を行うことをおすすめします。



家具の転倒防止について

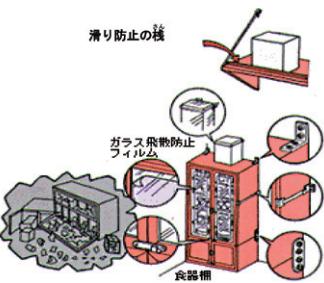
○ 家具配置等の工夫

まずは、転倒被害を受けにくい家具の配置について工夫してみましょう。例えば、寝室であれば、就寝する位置について、家具の高さ分以上離れた場所にする、家具の正面を避けるなど、安全面に配慮した家具の配置を心掛けましょう。

また、家具が倒れても出入口が塞がれないように、家具は出入口付近に置かない、あるいは倒れても通り抜けられる空間を残せる位置に置くなど、部屋の状況にあわせて工夫してみることが大切です。

○ 具体的な転倒防止対策

配置の工夫だけでは安全を確保できない場合があります。タンスや本棚などをL型金具や支え棒などで固定する、食器棚に扉が開かないための扉開放防止器具を取り付ける、物が落下しないよう滑り防止の棧を取り付



けるなど、具体的な転倒防止対策を講じることが有効です。

また、冷蔵庫やテレビ、電子レンジといった家電製品やピアノなどについては、電気を使用することや重量の大きさから、より一層の注意が必要ですので、専門知識のあるメーカーや販売店に問い合わせ、設置場所に適した固定方法を確認することをおすすめします。

地震が起きたとき、自分や家族の身を守るために、日頃から一人ひとりが地震に対して備えることが大切です。また、地震が起きた際の被害を最小限に抑えるためには、住宅の耐震化や家具の転倒防止が重要です。自治体の制度を活用することで、通常より安価に対応できる場合もあります。

早期に耐震診断を受けるとともに、家具の固定などに積極的に取り組みましょう。

家具の転倒防止については、下記の消防庁HPで詳しく紹介しております。

「地震による家具の転倒を防ぐには あなたが守る一家族の安全」

<https://www.fdma.go.jp/publication/database/kagu/post1.html>

問合せ先

消防庁 国民保護・防災部 防災課
TEL: 03-5253-7525